

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十七号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（徳島県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」に改め、「これらを」を削る。

第五条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第六条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第五条及び第六条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。